

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

救急蘇生法の指針 2020（市民用）の周知等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）宛に「救急蘇生法の指針 2020（市民用）の有効活用および周知等について」の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」等については、令和 4 年 5 月 20 日付日医発第 390 号（地域）「救急蘇生法の指針 2020（市民用、市民用・解説編及び医療従事者用）について」にて、消防庁救急企画室の事務連絡について周知させていただきましたが、今般の厚生労働省の事務連絡について改めてご連絡差し上げます。

添付資料の別添 1 には、日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会が作成した「救急蘇生法の主な変更点【市民用】」がございますのでご活用下さい。

また、以下は重ねてのご周知になりますが、本指針（市民用）は一般社団法人日本救急医療財団のホームページに掲載されており、引用を行う場合は目的が営利、非営利であるかに関わらず転載許諾申請が必要になる場合がありますので、添付資料や下記ホームページ等をご確認下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。

【一般社団法人日本救急医療財団 ホームページ】

<http://qqzaidan.jp/publish/>

【厚生労働省ホームページ 救急医療】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022.html>

事務連絡
令和4年6月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急蘇生法の指針 2020（市民用）の有効活用及び周知等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）の5年ごとの改訂に伴い、一般社団法人日本蘇生協議会（JRC）により、日本の地域性を考慮した「JRC蘇生ガイドライン 2020」が作成・公表されました。

これを踏まえ、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を改訂し、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」（以下「指針」という。）がとりまとめられました。指針は、一般財団法人日本救急医療財団ホームページ（<http://qqzaidan.jp/publish/>）から閲覧可能です。

貴部（局）におかれては、指針の内容について、今回の改訂における救急蘇生法の主な変更点（別添1）を参考に御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いいたします。

記

1 救急蘇生法の指針の有効活用について

指針は、学校、駅等の公共施設、商業施設等の幅広い場所で活用していただくことを想定して作成されたものであるため、各箇所における独自の危機管理マニュアル等を作成する際には、必要に応じて本指針を参考にされたい。

2 留意事項

指針で用いられている文章や図を危機管理マニュアル等に引用する場合には、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）より引用」と明記すること。

ただし、指針中、図 5 又は図 42 を転載する場合には、別添 2 を参考に転載許諾申請を行い、許諾を得た上で、それぞれ「一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2020，p. 20，医学書院，2021 より転載」、「一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2020，p. 490，医学書院，2021 より転載」と明記すること。

以上

救急蘇生法の主な変更点【市民用】

全体を通しての基本的考え方

- 『心停止傷病者の救命には市民救助者の行動が不可欠』であり、『強く、速く、絶え間のない胸骨圧迫が最重要』という基本的な方針に変更はない。
- 救助者が判断に迷うことをできるだけ少なくし、救命処置に遅れが出ないようなわかりやすい内容に改めた。
- 新たな章として「新型コロナウイルス感染症流行期の対応」を追加した。
- 用語として「子ども」という表現は使用しないこととし、原則的に「小児」あるいは「乳児を除く小児」という表現に統一した。
- 用語として「除細動」という表現は使用しないこととし、原則的に「電気ショック」という表現に統一した。

市民による救急蘇生法の主な変更点

- 傷病者に反応がない場合だけでなく、反応の有無の判断に迷う場合にも、119番通報とAEDの要請を行うようにした。
- 「普段どおりの呼吸」がない場合だけでなく、「普段どおりの呼吸」かどうかの判断に迷う場合にも、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を開始することを明示した。「死戦期呼吸」の用語は手順の図の中では用いないこととした。
- 「普段どおりの呼吸」の有無の判断だけでなく反応の有無の判断についても、通信指令員から助言や指導を受けられることを強調した。
- 救助者が一人の場合、スマートフォンのスピーカー機能などを活用することで両手を自由に使える状態にして、通信指令員の指導のもと胸骨圧迫などをスムーズに行うことを勧めた。
- AEDについて、従来の「小児用パッド（モード）」を「未就学児用パッド（モード）」に、「成人用パッド」を「小学生～大人用パッド」に名称を変更した。
- 電気ショックが必要な場合に、ショックボタンを押さなくても自動的に電気ショックが行われるオートショックAEDに関する記載を追加した。
- 気道異物による窒息で反応はあるが、声が出ない、強い咳ができない傷病者には、まず手技が容易で、害も少ない背部叩打法を試み、背部叩打法で異物が除去できない場合は、次に腹部突き上げ法を行うこととした。

転載許可申請について

「救急蘇生法の指針2020(市民用)」の図5及び図42は、オリジナルである「JRC蘇生ガイドライン2020」第1章「図1市民用BLSアルゴリズム」及び補遺「図1COVID-19流行下の市民用BLSアルゴリズム」から引用していますので、転載等については、目的が営利、非営利であるかに関わらず転載許諾申請が必要です。

転載許諾等を希望する場合は、下記のサイトからお問合せ下さい。

それ以外の部分については、営利目的でない講習会等の資料として掲載する場合、引用元を明記のうえ使用することが可能です。

【医学書院出版総務課への問合せサイト】

<https://www.igaku-shoin.co.jp/inquiry/publication>

以上